

技 第 6 6 1 号
平成 3 0 年 3 月 3 0 日

部 内 各 課 の 長

様

部内各出先機関の長

技術管理課長

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

このことについて、受発注者双方の業務効率化を目的に、国土交通省はデジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用を定めたところです。

県においても、業務効率化を目的に、下記のとおりデジタル工事写真の小黑板情報電子化を運用することとしますので通知します。

記

1 内容

別紙のとおり

2 適用日

執行伺いの起案日が平成 3 0 年 4 月 1 日以降の工事に適用する。なお、執行伺いの起案日が平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの工事については、監督職員の承諾を得たうえで、実施することができるものとする。

3 対象工事

別紙記載例を参考に、特記仕様書に記載すること。

受注者からの協議により、小黑板情報電子化の対象工事とする。

4 その他

機器・ソフトウェアの導入に係る費用は、共通仮設費（技術管理費）の写真管理に要する費用に含まれるものとする。

担当

技術管理課 技術情報班

寺井、磯

電話 043-223-3503

Mail: gijutu3-es@mz.pref.chiba.lg.jp

デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

1. 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図る。

2. 対象工種及び必要な機器の導入

- ・対象工種については、現行の写真管理基準に準ずるものとする。
- ・対象工事については、受注者が監督職員へ小黑板情報電子化の実施を選定する旨を申し出、承諾を得るものとする。
- ・ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。
- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者にて調達する。調達する機器・ソフトウェア等については、写真管理基準「3. (2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。

（使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。）
- ・導入に必要な機器・ソフトウェア等の選定は、受注者が選定するものとする。
- ・機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の導入に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトの機器経費及び電算使用料等を指す。

3. 特記仕様書

特記仕様書は、以下の記載例を参考に作成するものとする。

【特記仕様書記載例】

第〇〇条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の１．から４．の全てを実施することとする。

１．対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「３．(2)撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（URL

「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL

「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平成29年度版）「3. (2)撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（平成29年度版）及びデジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）に準ずるが、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入については、デジタル写真管理情報基準（案）（平成20年5月）「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ「工事打合せ簿」等により提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。